

河川機械設備革新的技術実証事業に関する公募手続き
応募要領

【マスプロダクツ型排水ポンプ設備現場実証】

総合政策局
公共事業企画調整課

水管理・国土保全局
河川計画課
治水課

1. 公募の趣旨、事業の概要

(1) 趣旨

近年、日本各地で大規模な内水氾濫が頻発しており、迅速な内水被害対策が求められているとともに、今後老朽化した排水機場の急増に伴い、一斉に更新が必要となる状況である。そのため、国土交通省では、自動車業界とポンプ業界の異業種連携により、量産品の車両用エンジン等を採用することで、経済性・操作性・維持管理性に優れた、「マスプロダクツ型排水ポンプ設備」の開発を進めている。

河川機械設備革新的技術実証事業は、マスプロダクツ型排水ポンプ設備の社会実装に向け、市区町村の協力を得ながら、出水時に稼働させ、耐久性、操作性、現場適用性、維持管理性などの検証を目的に行うものであり、現場実証に協力可能な市区町村を公募するものである。

なお、現場実証では、耐久性等について、国土交通省が検証を行うものであり、現場実証にあたってのポンプ設備や関連設備一式の整備については、国が実施し、市区町村は、出水時の操作に協力するものとする。

(2) 応募主体

市区町村とする。

(3) 公募内容

応募主体は、国土交通省が管理する河川において現場実証が可能な候補箇所（ポンプ設備設置候補箇所）の提案を行うものとする。

※ポンプ設備の操作は応募主体が行うことを予定している。

(4) 実証期間

おおむね2～3年を予定している。

なお、現場実証の状況によっては延長する可能性もある。

(5) 事業費（支援（補助）対象経費）等

現場実証時のポンプ設備の操作は応募主体が行い、それ以外の現場実証に係る費用は全て国において負担する。

(6) 現場実証後の取扱い

現場実証で活用したマスプロダクツ型排水ポンプ設備について、実用性が確認され、現場実証後も引き続き排水ポンプ設備として活用できる場合は、所定の手続きを経て、当該実証箇所の市区町村に売却又は譲渡する予定であり、国と市区町村で協議のうえ、決定する。なお、排水ポンプ設備の売却等に際しては、ポンプの性能や状況を踏まえ、適正な方法・手続により、契約

するものとする。

2. 応募手続

(1) 応募書類

別紙「マスプロダクツ型排水ポンプ設備現場実証応募様式」に必要事項を記載すること。また記載にあたっては、ポンプ設備設置候補箇所について、河川管理者の了解を得ること。

(記載事項)

- ① ポンプ設備設置候補場所
〇〇水系〇〇川 〇. 〇k (右岸 or 左岸) (〇〇県〇〇市〇〇地先)
- ② ポンプ設備設置候補箇所流域内の浸水実績
(過去5年間での実績を記載) (令和〇年〇月 〇戸床下浸水など)
- ③ 排水ポンプ車の出動回数
(過去5年間での実績を記載) (国保有、自治体保有など問わない)
- ④ ②の浸水状況がわかる写真 (最も被害の大きかった実績のみでよい)
- ⑤ ③の排水ポンプ車の設置、稼働状況がわかる写真
- ⑥ 3.(2) 選定方法 (設置要件) が確認できる資料および写真 (現時点で要件をみたしていない場合はどのように要件を満足させるのか、概略工程及び図を示すこと)
- ⑦ 現場実証終了後、実用性が確認された場合、市区町村において引き続きポンプ設備を維持管理・運用する意思はあるか。

(2) 応募期間

期間：令和3年12月16日(木)～令和4年1月21日(金) 15時まで

(3) 応募書類の提出方法

- ① 下記の提出先に応募様式を添付のうえ、メールで提出すること。
- ② メール件名「マスプロダクツ型排水ポンプ設備現場実証応募」と記載
- ③ その他の記載事項
 - 1) 地方公共団体名
 - 2) 連絡担当者の氏名・所属・メールアドレス
- ④ 提出先
国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 計画係
電話：03-5253-8285
e-mail：tsuruoka-h87bg@mlit.go.jp
- ⑤ 提出された応募書類の内容について、応募者に問合せを行う可能性が

ある。

(4) 窓口・問合せ先

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 菊田、鶴岡
電話：03-5253-8285

3. 現場実証候補先の選定

(1) 選定件数

数件程度を予定している。

(2) 必要条件及び設置要件

(必要条件)

- ・現場実証時のポンプ設備の操作を行うこと。

(設置要件)

以下の設置要件を満足すること。

ただし、応募主体において、ポンプ設備の設置時期（令和4年末を想定）までに設置要件を満足するポンプ設備設置候補箇所を確保する場合は現時点で要件を満たしていなくてもよい。

- ・取水可能な場所があること。
- ・ポンプ設備設置候補箇所の広さが5m×5m程度以上あること。
- ・ポンプ設置候補箇所と排水先堤防天端との高低差が5m程度以下であること。

以下の項目について総合的に考慮して選定する。

- ・現場実証候補流域内の浸水実績が多い場合に優位に評価する。
- ・排水ポンプ車の出勤回数が多い場合に優位に評価する。
- ・その他、現場状況や実証実験の効果の確認のしやすさ（稼働確認、設備交換、現場実証での安全性確保など）に応じて評価する。